

議会運営委員会

令和元年10月7日（月）

午前10時00分開会

○村田委員長　おはようございます。

ただいまより、議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

今回の議会運営委員会につきましては、執行部から、議員対応についてということで申し入れをされました。これについては、私も長い間議員をやっておりますけれども、いまだかつて一度もなかったことかと思えます。これ、異例なことだと判断をしておりますけれども、これについて、本日は議長の、時系列での申し入れを受理した経緯、それから執行部から申し入れに至った経緯、こういったものを聞いて、皆さんに今後どう取り計らっていくのかということを協議していただきたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

既に皆さんのお手元に配付をしておりますけれども、この申し入れにつきましては、今見ていただいたと思うんですけれども、まず議長から、申し入れが来た経緯をできれば時系列で発表していただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

○濱中議長　おはようございます。

今回の申し入れについての事実経過の説明をさせていただきたいと思えます。

実は、13日、委員会をやっている最中に、市長のほうからちょっと来ていただきたいということで出向きました。その前に、奥田議員のほうから、ちょっと病院で事がありましたということは報告は受けておりました。そのときにも、そういった少し大きな声のやりとりがあったというふうに聞きましたものですから、その時点でもまず1回目注意を申し上げました。

その後、市長のほうからも口頭で注意をいただきました。そのときに……。

（「これがあったのは何日」と呼ぶ者あり）

○濱中議長　13日です。市長にお話を聞いたのが。

そのときには、病院のほうで、奥田議員のほうから一方的に職員が責められるような場面がありましたと、大きな声でのやりとりがありましたものですから、やはり職員が委縮してしまう、圧を感じてしまうということに関しては、市長としては職員を守る立場から注意を申し上げたいというふうに言われまして、その中の話の

中で、私が奥田議員から聞いていた経緯と、市長が私にお話しになった経緯の中で少し食い違うところがあったものですから、私はその場で、大きな声を出したということに関してはもちろん注意を申し上げます。ただ、私も奥田議員のほうからもしちゃんと確認をとりたいですし、一方だけの話を聞いてこれをどうするかということは決められませんので。それともう一つ、9月定例会最中でしたものですから、定例会最中に、議案であったり、決算であったりというさなかに、ほかのことを皆さんに諮っていただくような余裕はないのではないかと思います。1点。

それと、やはり事実確認をしなければ、ここですぐに市長からこういう注意がありましたということによって、奥田さんのほうから自分は違うと言っておるのということであれば、逆に敵意を持った態度になってしまっても困るなど思ったものですから、それと、市長から言われたことは、奥田さんの発言に注意をしてほしいということやったものですから、その中で、調査をすること、奥田さんに注意を払うこと、きちんと態度を改めてもらうことに時間をいただきたいということで、市長からは定例会が終わるまでのお時間をいただくということで承知をしていただきました。なので、26日までの間、ずっと奥田さんに対しては注意をし続けて、こういう発言には気をつけてほしい、こういう言葉を使わないでほしいということは、本当にほぼ、委員会のあるごとにお話をさせてもらってきました。

その間に、市長のほうにも確認をしてほしいということは申し上げたんですけれども、市長は報告書をもっているのです、それが市長として承知する全てであるということで確認はされないということでした。もう報告書で確認してありますということでした。なので、私のほうで、病院のほうの課長に確認をさせていただきました。こういうふうに市長のほうから伝わりましたが、奥田さんの言っていることとそごがあるのです、確認をさせてほしいと言ったら、課長から聞いた話は、奥田さんの話をされたことと同じでしたものですから、それやったら、双方に誤解や行き違いがあったんですねということで。現場としては、それに関してはどうですかという話も聞いて、やはり言葉の使い方であるとか、そういったことには注意をしてほしいと、だけど、自分のほうにもやはり落ち度があったので、それに関してはもう奥田議員と誤解を解く話をして双方おさまっておりますというふうに聞いておりました。なので、市長から言われた、私に対する注文は、奥田さんに定例会中、職員に対して圧をかけるような言い方であるとか、不愉快な言い方を避けてほしいというふうに私は理解をして、26日まで注意をしておりました。

で、定例会終了時、26日までお時間をいただいていたものですから、私は定例

会終了時に、市長と、市長は最後定例会が終わった後、議長室のほうに御挨拶をいただけるので、その時点で市長に注意をいただいた結果報告をするつもりで、定例会中のことに関して注意を払っておりましたと、今後につきましては、やはりこれは奥田議員だけに限らず、議員の対応、態度については気をつけるように、今後皆さんにもお話をする機会を持ちたいと思いますというふうにお伝えいたしました。それで、私は、自分のほうとしては、市長からいただいた注文に関しては終わったつもりでおりました。

そうしたところが、27日金曜日に、市長のほうには、あれでは答えになっていないというような、伝わっていないというようなお話を、正式にはないですけどもいただいたものですから、私の言い方では伝わらなんだんやな、そうしたら、きちんと市長のほうに足を運んでもう一遍御説明をせんなんのやなということで、27日に市長のあいている時間を尋ねに行ったところが、28、9は土日で全て行事が入っておりましたので、30日に時間をいただいたということで、市長のほうにお話をしに行きました。私としてはこういう理解のもとに進めてまいりましたと。その時点でも、やはり現場であった事実と実際と市長のところへ行っておる報告の違いというものを御説明申し上げて、現場のほうはこういうふうに言うておりますということも申し上げたんですけども、市長のほうは、自分のほうでいただいた報告書で全て確認をしておるということで。もうそう言われますと、私としては判断のしようがないなと思ったので、市長にどうさせてもらえばよろしいでしょうかというふうに伺ったところが、市長は、間違ったところがあるはずなので、きちんとそれを、職員に対して謝罪をしてほしいというふうに30日に言われました。私はそのときに、じゃ、謝罪をすれば、市長はその場で、公にしてするものではないと、自分のほうではというふうに言われました。

そのときに、私は、その言葉をすぐに奥田議員のところへ持っていくのではなくて、もう一度、病院の課長のほうに、市長のほうで謝罪をすればというふうに言われておりますので、謝罪を受けてもらうようにこちらは準備しようと思っておりますがどうでしょうかということを確認いたしました。そうしましたところ、課長としては、市長のところへ、自分の勘違いで自分のほうから大きな声を出したことが報告されていないし、謝罪をしに行くということもこちらのほうに確認もされていないと。自分の大きな声を出したところに関しては、奥田議員にも申しわけなかったことも言うて、ただ、奥田議員の非の話もして、お互いにおさまっていると。回りにおった職員には確かにびっくりさせたであろうから、その部分に関しては確かに不快に

思った部分もあるかもしれないけれども、職員のほうとしても、今から謝罪をいただくという雰囲気ではないのでというふうに言われました。なので、それではわかりましたと。私はそのときの判断としては、現場に議員が謝罪に行くということに関しては、自分がきちっとどこが悪かったということをお納得した上でなければ、やはりそこは反発も出るのではいけないと思ったので、奥田議員とお話をする時間をきっちりとってから行こうと思っておりました。

ところが、次の日の1日の午前中はほかの打ち合わせがありましたものですから、それが終わった後とっておいたら、30日に謝罪という話があったからすぐにもう1日のお昼に、総務課長のほうから文書を出す準備をしましたので連絡をくださいというふうな連絡がありました。私はそのときに、これは謝罪をするということと、この文書を出すということは別のものがあるのかなというふうにちょっと自分の中でちゅうちょがあったんですけれども、そのときに課長のほうと話をしたときに、やはり議員の対応によって職員に圧力がかかったり、不適切な言葉で傷ついたりということは好ましくないで、そういった啓発のためにも文書を出したいというふうに聞いておりましたので、それならば、やはり議員が意識をするためにはそれが要るのなら、私はもう仕方がないのかなと思ひまして、受けると申し上げました。

受けるというふうには申し上げましたものの、やはりそこに不快なものがあることをそのまま放っておいてはいけないし、奥田さんのほうでは、やはり、そこでまだ自分がやったことが職員に対してどういうふうな影響をしておるかということの御認識がなかったと思ひましたものですから、奥田議員のほうにお話をして、現場で話をすることを受けていただけるのならば、今のところ受けていただいているではないですけれども、今から現場のほうを受けていただけるのであれば話をさせてもらって、その中で、自分の非があるならば謝罪をお願いすることができますかということをお申し上げたところ、自分もそんなことを今まで思っていなかったけれども、そこで話をして自分が納得して、悪いというところにはきちんと謝罪をすべきであろうと思ひますからということで受け入れてもらったので、病院のほうに出向いて、事務長、課長とお話をさせていただきました。そこでもう一度、私は確認のために時系列の話をさせていただいた。やはりそのときでも、一番最初に聞いた、確認をした課長の言葉と一つも違いなく、先に大きな声を出したのは自分であって、それによって奥田さんに大きな声を出させたということには間違いはないですということも言っていただきました。

そこに至るまでに、やはり本題の議会の資料であるとか政策に対して、奥田さんからの言葉によって職員が少し自信をなくすようなところが見受けられたので、そこに関しては少し言葉としては注意を払ってほしいという気持ちがありましたというふうに聞きましたので、そのことに関しましては奥田さんのほうからも、自分のほうとしてはそんなつもりでは、言ったつもりはなかったけれども、それがそういう受けとめであるならばその部分は申しわけなかったというふうに謝罪をいただきました。それを直接聞いた職員の方にも会っていただけるという了解をいただきましたので、その場で職員のほうにも会っていただいて、今の言葉を発する側と受け取る側の違いがあったことに関して、奥田さんは発した側としての謝罪は申し上げるというふうに言っていただきました。

そういったことがあったものですから、ただ、公文書を受け入れたことと、それと謝罪を受け入れたこと、それをもって私は、議運の委員長のほうにはこういう文書をいただきましたということをお伝えした次第です。

以上です。

○村田委員長　ただいま議長のほうから、時系列といいますか、これまでの経緯をお話しいただいたわけでありませうけれども、皆さん、これについて、率直な御質疑、あるいは御意見ございましたら、御発言願いたいと思いますが。

ただ、今回は奥田さんの名前が明確に出ておりますので、この際、奥田さんにちょっと退席をしていただきたいと思いますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

○高村委員　本人がおったほうが、それが本当ですとかうそですというのを明確に言ってもらえるんやで、おってもらったほうがよくわかると思いますけど。

○小川副委員長　この会議で調査するのが目的じゃなしに、経緯を聞く会議だと思しますので、調査はまた別やと思えます。自治法にも載っていますけど、本人に関係ある事件、父母とか、本人に対する事件の場合は除斥に当たるとかありますので、やっぱりこの際、除斥していただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

○高村委員　私は、ちょっと奥田さんに1点だけ聞きたいのね。この文書ではわかりにくい前後のやりとりがあったと思うんです。

○村田委員長　いえいえ、ちょっと高村委員、待つてほしいんですわ。今まだそんなところまで入っておりませんので。今、時系列で議長から聞いたわけでありませうので、後ほど執行部の説明も受けて、その後また質疑があったら言ってもらいたいと思います。

○南委員 先ほどの、委員長のほうから後ほど執行部の同席を求めるということはそれでいいと思います。それをお願いしようかなと思っていました。

○村田委員長 他にございませんか。

○三鬼（孝）委員 今委員長のほうから、奥田議員の退席の話がありました。本人はどうなんですか、その件について。

○奥田副議長 私もこういう申し入れを突然受けて非常に驚いている状況でありまして、市長の話というのは直接お聞きしたいところがあるので、できれば退席せずに、議長との話もありますから、そこがあると思うんですよね。私もこの場でお聞かせいただければありがたいと思います。

○村田委員長 他にございませんか。

○三鬼（和）委員 議長から、議長が受けた経過説明を聞いたわけですけど、それに対して、今の委員長の発言では執行部ということがありましたので、少なからずとも、市長の説明というか、執行部の説明の部分は本人もおられるほうがいいんじゃないかなと思います。そこで言うた言わんという議論はしてもらったら困ると思うんですけど、これはあくまでまだ、こういうあれが来て、これをどう対応するかという事実確認のことですので、そこまでは本人にも聞いていただくほうがいいのではないかなと僕は思いますけれども。

○村田委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 基本は、自治法上は御本人がいらっしゃる事案については退席をしていただくというようなことになっておりますけれども、皆さんの声を聞くと、本人に聞いてもらったということもあるんですけれども、執行部側が申し入れしたほうでありますので、御本人がおるとなかなか言いにくいというようなところもございますので、再度皆さんにお聞きしたいと思っておりますけれども、御本人は直にということでもありますけれども、これは中継もされておりますので、できれば退席をしてもらえればなと思っておりますけど、いかがでしょうか。皆さんの御意見を再度お聞きします。

○高村委員 執行部もそれがわかっておって、ちゃんと奥田議員の名前を出しておるんやでね。別に奥田議員がおろうが、真実を語っていただければいいんじゃないですか。そう思います。

○村田委員長 他にございませんか。

○三鬼（和）委員 奥田副議長におかれましても、説明している間に、そうであ

るとかそうでないとかという発言については、議長がきちっと整理していただくという段階の中で……。

○村田委員長　それは当然です。発言は許しません。

○三鬼（和）委員　そういったことでは、今公で放送しておるわけですから、本人がここにおられても、議長室内に控えておったにしても同じことですから、本人がここにいていただいて、執行部の思いとか言い分というのもしっかり聞いてもらうというのも、今回の問題を最終的に解決するという、議会全体の問題だと思えますので、そのほうがいいのではないかなと思います。

○村田委員長　同じじゃないですけどね。傍聴するのと、それからここに在席をするのと同じじゃないですけども。

そのほかにございませんか。

○小川副委員長　ちょっと違う話なんですけど、議長にちょっと確認したいんですけど……。

○村田委員長　ちょっと待ってください。これが決着ついていないので。

○南委員　僕も執行部の時系列の説明の段階においたら、別段本人がおってもやぶさかじゃないかなという思いがするんですけども、僕は、執行部は執行部のまた考え方があると思いますので、一度、執行部に確認するのが適当か適当じゃないか判断に迷いますけれども、一応執行部のほうも。この場で決めるんやったら、僕はおっていただいたらいいと思います。以上です。この場で判断するのであれば。

○村田委員長　執行部にそんなことをお聞きする必要は全くないと思うんですよ。ですから、委員の皆さんに、ここにみえてもいいのか、あるいは退席していただくべきかと決めていただければいいことであります。

どうやら御本人がここにいらっしゃってもいいのではないかという御意見のほうが多いようでございますので。

○上岡委員　私はこういう場合だと、やはり本人はいるべきではないと思います。この内容はどこにいても聞けるわけですから、退席をしていただいて、控えていただくほうがいいと思います。

○村田委員長　三者三様の御意見が出たわけでありましてけれども、これ、御本人がいらっしゃるといことは大変いびつな形になりますので、これも委員長が判断をしなければいけないと思いますので、この際……。

○小川副委員長　会議規則だったか、除斥という項目がありますので、それののっとなってやったほうがいいんじゃないですか。

- 高村委員 除斥だというのは犯罪人とか、そういう悪いことを……。
- 村田委員長 違う違う、それ違うって。
- 三鬼（和）委員 議会運営委員会ですので、議会運営委員会においてそこまでかどうかというのがありましたもので、私は公平を期すという意味で、執行部の報告の中でも、今運営的には委員長に委ねておりますので、仕切りもそうなんですけど、本人もおった中で執行部に話していただくのが一番いいと思います。我々が裁くという問題ではないと思いますもんで。
- 村田委員長 三者三様の御意見でございますけれども、これ、委員長判断なのかなとは思いますが、もし議運で決着がつかない場合は、政治倫理委員会というようなことも出てこようかと思えます。政治倫理委員会ということになれば、例えばの話、御本人の陳述ということの時間もありますので、今回は、私は退席をしていただくということで決定したいと思います。
- 奥田議員、大変申しわけございませんが、後で、執行部の報告が来たらまた入場させていただきますので、よろしくお願いします。
- （発言する者あり）
- 村田委員長 発言ありましたらどうぞ。
- 奥田副議長 そうですね。ただ、私が思う手順としては、申し入れですよ、出てきているということなので、今議長のほうからの時系列の説明があって、それを私、この場で聞かせていただきました。ですので、今回、執行部のほうからこれを先に出してきているのでありますから、執行部のお話を聞かせていただくというのはだめなんですかね、この場で。
- 村田委員長 自治法上は、御本人が当該事案になった場合には退席をしていただくということになっておりますので、私としましては、今回は退席をしていただきたいと思っております。お願いいたします。
- 奥田副議長 わかりました。
- 村田委員長 また後で来てもらって。また聞くこともあると思うので。
- それでは、執行部に要請してください。
- 三鬼（孝）委員 その前にちょっと、議長が先ほど時系列でお話があったんやけれども、奥田議員さんが病院に行って謝罪をしたというのは何日ですか。日にちをちょっと聞き忘れたものですから。
- 濱中議長 2日です。
- 三鬼（孝）委員 議長、この申し入れ、10月1日に受け入れましたね。それ

から、議運の正副委員長にこの申し入れを議長が正式に伝えたのは何日ですか。

○村田委員長　　4日ですね。金曜日やったね。3日ですね、3日。

○三鬼（孝）委員　　そうすると、その間、日にちがあったわけですがけれども、その辺のところの経緯をちょっと説明していただけますか。

○濱中議長　　まず、30日に、市長に最終的にどうさせていただきましようかというお話のときに、議員のほうに悪いところがある、改めるべきところがあるということであれば現場に謝罪を入れてほしいと言われました。謝罪をしていただいて、現場が受け入れていただけるならば、公に会議を求めるものではないという言葉をお願いしたんですね。私は、公に会議を持つものではないという言葉の中に、これは私の勝手解釈やったといえればそうなのかもしれないんですけども、こういった、今さらの話なんですけれども、職員と議員の立場って、どうしても議員のほうが職員にとっては緊張される場合が多いというふうに自分でも感じております。なので、謝罪に行きますよということも確認が必要かなと思ったんです、現場に出向くのに。そういった対立構造のある中で謝罪に行くということ、職員のほうがどう思うのかというのをまず確認したかったのが1点。それが30日です。

それと、そのときに、もう謝罪の必要がないというふうに現場の言葉をもらいましたので、1日に、それを市長のほうにもう一度戻そうと思ったんですね。謝罪の必要がないと言われてはいますけどどうしようかと、現場の確認においても、市長のほうの確認と違ってはいますけどもう一遍確認してもらえませんかというのを、時間をいただこうと思ったところにもう申し入れ書が来たということがありましたので、それはもちろん公文書というものですから、それを受け入れるということの重さも十分わかっておりますし、その時点で奥田議員のほうも、市長が出す公文書の重みというのをすごく御理解をされていて、きちっとそれは確認した後の謝罪ということはやらなあかんやろうねということはしておりました。

ただ、ここまでの、1日までの間、ここでお諮りをするということを考えておりませんでした。といいますのは、これは議会運営委員会に御報告申し上げることというのは、議会全体の運営であることと、あと、議員個人のことに関しては、ある程度、議長裁量の中で御注意を申し上げて改善させることができるのかなというふうに、私は経験もない中で自分で判断をしておりましたので、委員会に対しては報告という形でさせていただければええのかなと思っておりましたので、きちっと市長の求めた謝罪というものが済むまで、自分としては、落としどころというところが出るまでは、こういうふうに結論づけましたという報告をまとめられるまで待つ

ておった。時間がかかってしまったと言われればそうかもしれませんが、自分の、やはり初めての議長職における判断というものが自分1人でしたという中で、これだけの時間がかかったというふうに御理解いただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員 委員長、わかりました。

議会運営委員会は、議長の諮問機関でもありますし、その辺のところはわからなくてもないけれども、やっぱり尾鷲市議会が始まって以来ですよ、執行部からこういう申し入れがあった、先ほど冒頭で委員長も言いましたけれども、それだけ重要なものでありますから、僕としては出た段階で、何時であろうと、やっぱり議会運営委員会の正副委員長にこういう申し入れがありましたよということを速やかに言うべきだったなという私の思いがありますので、よろしくお願いします。

○濱中議長 ありがとうございます。

確かにそう言われれば、今の段階では、その判断が必要であったのかなというのは理解ができます。ただ、公文書の申し入れ書でしたので、それこそ重要なものにはあるというふうに感じておりました。

その中で、私が一番こだわっておったところというのは、私が現場で確認したことと、ここの冒頭2行にそごがあることを改めないままで、こういうものが来ましたという報告をしていいのかどうかということの判断が1点ありまして、実はそのときに、議運の委員長に御連絡をさしあげたときにも、1点確認したいことがあるので待っていただきたいというふうをお願いしたのは、ここをもし市長のほうで御自分のほうで確認されて、ここの確認は違っていたので文書をかえるということが、書き直す、訂正したいということがあるのであれば、それも受け入れることなのかなと思っておりました。このまま事実の確認がされないままにこれを出されてしまった場合、市長のほうの確認不足も、もしここに置かれてしまうのではないかなという、自分としての心配はありました。

○村田委員長 ちょっと口を挟むようでございますけれども、公文書が出された時点で、間違いがあろうがなかろうが公文書が提出をされた、それを議会が受理されたということでもありますから、もし間違いがあるのなら、議会運営委員会にかけて、その中でそごがあって執行部の申し立てがおかしいということになれば、これは議会としても、受け取った以上は徹底的にこれを執行部に抗議と、それから厳重な処置を求めるということでもありますから、公文書が出てきたものを、これの内容を確認するということは、私はちょっとおかしいのではないかなと。

それから、3日に報告を副委員長と受けたんですけれども、その時点でも、議長

は、これ、諮問しようかやめようかと今迷っているんだというようなお言葉がございまして、私、びっくりしたんですけれども、そのときに、たしか私が申し上げたのは、諮問はしたくなかったら別にしてもらわなくてもいいと、議運は議運で勝手に開く権利がありますからということをお願いして、そういうようなやりとりがあったということも皆さんに申し上げておきたいと思います。

他にございませんか。

○上岡委員　最初の13日、ちょっと私、議長の言葉を聞き漏らしたのかもしれないんですけれども、13日から市長とのやりとりの中で、市長はこうしていただいたらという中には、注意だけだったんでしょうか。その辺をもう少し、注意だけで、議会が終わるまで、注意というのは言葉の注意だけなのか。というのは、私も6月に一般質問でパワーハラスメントのことを、議会ではないですけれども、尾鷲市職員のパワハラとかハラスメントのことをどう考えているのかというふうに市長に問いましたので、この辺私、かなりシビアに考えているので、議長職、大変だと思うんですけれども、市長とのやりとりで注意というのはどういう注意だったのか。少し詳しくお聞きしたいんですけれども。

○濱中議長　職員に対して不安を与えたりとか、不適切な言葉を使わないでほしいというふうに言われました。議員ですから、やはり施策に対する意見の違いや何かで対立することはもちろんあるでしょうけれども、その中で使う言葉が不適切であったりとか、そういったことに関してはやめていただきたいというふうに市長のほうから言われましたので、もちろんそういうことにはきちんと注意を払いますということで、議長からの注意というのはそんな簡単に、やめてよねというものではないというふうには理解しております。

ですから、例えばこの委員会最中にでも、委員会のときに、行政常任委員長のほうも御記憶があると思うんですけれども、言葉を使った中に嫌な言葉がありました。私も聞いておって、ああ、この言葉は使うときと受け取る側は嫌な思いをするであろうと思う、そういったときにはメモを回させていただきました。取り消しをされたほうがいいのではということ。委員長の方にもお願いするような、そういった幕もありましたので、一つずつの委員会の発言についても、奥田議員にはずっと2週間の間注意をさせていただいておりました。

市長のほうからは、議員の発言には気をつけてほしいという、そういったことは言われましたけれども、私はそういうふうに受けとめておりますけれども。

○上岡委員　市長から注意をしてほしいというだけであれば、議会が終わってか

ら注意はきちんとさせていただきましたで終わっていないといけないなど。

○村田委員長　　ですから、議長が注意をしていただければと認識をしておるのが、執行部のほうから正式に申し入れがあったのか、あるいは正式じゃなくて注意してくださいよという程度のものであったのかということについては、執行部が出席をしてからつまびらかにさせてもらいたいと思います。

これでよろしいですか。

それでは、暫時休憩します。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時49分)

○村田委員長　　委員会を再開いたします。

先ほどは議長から、執行部からの申し入れについて時系列に御説明をいただいたところでありますけれども、この際、提出の執行部から、時系列に申し入れに基づいて御説明をいただきたいと思いますが。

○下村総務課長　　それでは、申し入れ提出に至った経緯について御説明させていただきます。

私が、9月13日午前中、市長室に呼ばれまして、市長より12日の朝、病院にて、奥田議員が総合病院新改革プランについて疑義を唱え、担当者が説明しようとしても聞き入れてもらえず、終始高圧的であった旨の報告が上がったが、過去にもそういったことがあり、議会に対し抗議を申し入れたいが、手続はどうしたらよいかと問われました。私としては、私から議長に事のてんまつを説明し、市長は憤慨しており、正式に抗議したいと議長に伝えるということで、とりあえずは私から議長にというふうに御説明させていただきました。その後、議長と面談しそのことを伝えたところ、議長は、奥田議員の言い分も確認しなければならないし、とりあえず市長と面談しますとのことでありました。その後、議長から時間をいただきたいとの申し出があったと市長から当日はお聞きしました。

その後、9月30日16時、議長との面談で、奥田議員が病院職員に謝罪し、二度と職員に対し暴言など高圧的な行動を厳に慎んでいただければ結構であると伝えたとお聞きしました。

10月1日、正副議長に人事院勧告の件で面談するが、前日の市長からの申し入れに対する回答がないため、後刻、下村に連絡を入れていただくよう、事務局職員に依頼しました。お昼になり、連絡がなく、議長にメールにてお尋ねしたところ、

連絡をいただき、市長からの申し入れの返答はどうか、こちらは正式な申し入れの準備を進めていると伝えますと、議長からは申し入れを提出してくださいとの返事があり、副議長及び議運委員長にも相談するとのことであり、市長に報告するとともに、議員対応について申し入れを起案し、議長宛てに提出することとなりました。

以上でございます。

- 村田委員長　　議長の報告では、いわゆる申し入れについて、奥田議員だけのことかなと思っておったし、そして、議長は、1日の昼に文書の準備をしたのでというあなたからの連絡をもらい、議員に啓発をさせるということでの意味であるのならば文書を出してもいいですよということで返事をされたというふうに聞いておりますが、その辺はいかがですか。
- 下村総務課長　　先ほど申し上げましたように、9月13日の時点で、議会に対し抗議を申し入れたいと、それについて手続をとということで市長が言われました。公式な手続ですね。それに至るまでに、まずは議長に、私のほうから言うたほうが議長のほうから何ら対応をしていただけるんじゃないかということで、市長はかなり憤慨しておるぞと、抗議を出すというところまでいっておりますよということを経験に申し上げさせていただきましたので、最終的にはこういう抗議を出さざるを得ない状況になったのかなというふうに思っております。
- 村田委員長　　9月13日に議会に抗議という意味から議長に申し上げたんですが、これは公式に申し上げたんですか。
- 下村総務課長　　ですから、正式に、公式に抗議する前に、市長から議長に直接言えば正式抗議になりますが、私から議長に何とかおさめていただきたいという気持ちもありましたので、私から議長に、市長が憤慨しておるので何とかしてくださいよというようなお願いをした次第であります。
- 村田委員長　　事前にとということなんですが、それは議長におさめていただきたいということなんですか。議会としておさめていただきたいということなんですか。
- 下村総務課長　　議長におさめていただきたいという気持ちがありました。
- 村田委員長　　執行部からの報告は以上でありますけれども、これについて何か御意見ございましたら、御発言願いたいです。
- 小川副委員長　　先ほど、議長の話によりますと、13日に市長に注意をしてほしいと言われたという、それだけしか聞かなかったものですから、総務課長のほうからもどういうふうに議長にお話をされたんですか、そのとき。

- 下村総務課長　私のほうから、奥田議員さんにつきましては、今回こういうことがあったんですが、過去にも各課においてそういう大声を出すということがありますので、こういうことは慎んでいただきたいという意味で、議長のほうにいさめていただきたいという思いもありましたので、そういう説明をさせていただきました。
- 村田委員長　ということは、そういう思いがあったということは、その思いに議長が最終的に応えてくれなかったからこういうものを出したということになるんですか。
- 下村総務課長　結果的にはそういう形になりました。私どもとしましても、その辺につきましては十分配慮させていただいたつもりではございました。
- 村田委員長　他にございませんか。
- 三鬼（孝）委員　この申し入れの文面、3行目あたりからですけれども、今回の尾鷲総合病院の担当課の高圧的な態度以外にも過去に各所、どこかにおいても大声を張り上げ云々というのがありますけれども、今後この審議がどうなるかわかりませんが、万が一、政治倫理を開いてやろうかということになれば、各所の所属課のそういう言動に対してのいろいろな証拠ということか、そういうのはとってあるんですか。
- 下村総務課長　そういう聞き取りした議事録やそういう証拠というのはございません。私としましても、総務課で執務をしておったときに、当時の市長公室、政策調整だ、監査委員事務局等から大きな声が聞こえてくるということはたびたびありましたし、職員間でもそういうお話があったのは聞いております。これは、申し上げてよろしいのかどうかわかりませんが、議員の皆様も御存じのことではないでしょうかと思います。
- 村田委員長　総務課長、先ほどの議長の時系列での説明で、ちょっと執行部とのそごがあるのではないかということで、この辺のところはきちっとしなければいけないということで、議長が自身で調査をされたということもあったんですけれども、その辺の病院とのやりとり、そして病院で聞いた事実、その辺はいかがかと。もっと調査するには政治倫理委員会を開かなくてはなりませんし、そのときは徹底的に調査しますけれども、時系列で説明を求める中の一つとしてちょっとお答えいただきたい。
- 下村総務課長　病院のほうから議員対応報告書をいただいております。そのことについて、対応及び経過等を見て、こういう事実があったのかということをお院

とは確認しております。先ほども言いましたように、病院のことが取っかかりではありますが、過去からの経緯も含めて、これが常態化しておるんじゃないかと、今後こういうのが続くのであれば、私も総務課長として職員を守っていく上で困るということで、今回市長がかなり憤慨されておりましたので、抗議はいたし方ない。ただ、いきなり公文書で抗議するのではなく、やはり議長のほうからきちっと対応していただければという思いもありまして、市長には、とりあえず私から議長に、こういうことで市長がかなり憤慨されておるということで説明させていただきますということにしました。

○村田委員長　　ということは、病院の問題はあくまでもきっかけであって、これまでの長年にわたる奥田議員の言動について問題がありということで出されたということですか。

○下村総務課長　　こういうことが常態化してくるのであれば困るということで、過去の経緯も踏まえてでございます。

○小川副委員長　　先ほど議長が病院との話し合いの中でそごがあるというようなことを聞いたんですけれども、市長は憤慨されたと今も言っておりますけれども、もし、事務長からの報告かどうかわかりませんが、その報告にそごがあるんやったら、うその内容を報告したということで、病院に対する処分というのでも考えなければならぬと思うんですけど、その点、市長はどうお思いでしょうか。

○加藤市長　　この件については、直接私のほうに報告がありました。私はどういう経緯なのかということで、事の経緯を示すようなてんまつ書を出せと指示しました。てんまつ書というような形のものでなくて、私も初めて知ったんですけれども、議員対応報告書というものを担当者から秘書宛てにいただきました。その内容が要は、非常に高圧的な態度でもって、一種の、私自身はパワハラという面から、非常に言葉、あるいはその辺の高圧的な態度、こういったものからして、これは完全にそういうことが実施されたと、行われたということに対して、これはあってはならないことであるという認識のもとに総務課長に指示をしたというところでございます。

○村田委員長　　他にございませんか。

○三鬼（和）委員　　きょう、詳しくこの文書を、申し入れというのをいただいたんですけど、執行部が言われる、冒頭にあります本市が進めようとする計画等に対しということは、病院新改革プランのことを指すと理解したらいいんですか、今回の。これについての話から発端ということで理解すればいいんですか。

○加藤市長　この件については、委員おっしゃるように、総合病院新改革プランの見直しについて疑義があるということで来院されたと、そのように担当のほうから聞いております。

○村田委員長　他にございませんか。

ただいまの執行部の報告ということについては、これ以上言えんのでしょうけれども、非常に簡単な説明でございましたけれども、その中でお聞きしたいことがあれば、この際に時系列の報告という範疇の中で聞いていただければと思いますけれども、いかがですか。

○上岡委員　先ほど議長からの御説明のときに、市長と何回かお会いしているというふうな説明があったんですけども、そのときの市長と議長の内容というのは言っただけではないのでしょうか。

○加藤市長　当初は、9月13日に議長のほうに面談をさせていただいて、その旨をお伝えしたと。あと、確かに議長のほうからは、議会開催中でございますので、議会開催中についてのお話、要するに、いろいろな委員会を開いたり、こういう形でやるのはちょっと差し控えて、議会が終わってから結論を持ってまいりますというお話がございました。その間、僕、ど忘れしちゃったので1回はお会いしませんでしたね。この件についての、この議員の対応についての、要するにこれを改めていただきたいと。9月30日に議長とお会いしまして、要は、当事者に対する、あるいは当事者の職場に対して謝ってくださいと、そして二度とこういうことをしないように、それだけは誓ってくださいというお話を9月30日にしたと。この事実は間違いございません。その間、1回はちょっと認識があるんですけど、あとちょっとばたばたしてしまっていて、もう一回会ったかどうかというのはちょっと不確かではないんですけども。だから、トータルで3回か4回、9月30日までにお会いしました。

○上岡委員　市長と議長の話し合いの中で、こうしてほしいというのはなかったのでしょうか。30日に初めて謝罪してほしいというだけで、それまでの注意で、結論というのはどういう結論を持ってきてほしいということだったのか、ちょっとよくわからない。

○加藤市長　実質的には9月30日に申し上げた内容にほぼ近いと思います。具体的にどうなのかということです。とりあえず、御本人が関係当事者並びに当事者の職場に謝罪し、今後二度とこういうことのないように誓います、しませんというようなことを言ってほしいと。このことについては最初から申し上げた当初の分と

ほとんど変わらないと思っております。

- 村田委員長　　総務課長、一つお聞きしたいんですけれども、発端は病院の問題でありますけれども、これまでさまざまなほかの課でも大声を出したり、いろいろ威圧をするような行動があったり、威圧はどうかと思えますけれども、そういう行動があったと言いますけれども、そのときの、いわゆる何月何日にこういうことがあったということは、それは時系列で報告することができますか。
- 下村総務課長　　そういう記録は一切ございません。過去にも議員対応報告書というのをきちっと記録しておくかどうかということも確認しておりませんが、あくまでも私ども、先ほど言いましたように、大声が聞こえておったと、何を言うとのんやと、いつものことですよというような感じで、そういうふうな意見は各課の職員から聞いておりました。ですので、議員対応報告書として残っておるようなものは一切ございません。
- 村田委員長　　それが残っていないということであれば、この病院の問題だけが前面に出てくるわけですね。そのほかにもあったといっても、何月何日にこういうことがあったんですよというような、証明するようなものはないんですか。
- 下村総務課長　　文書では一切ございません。
- 村田委員長　　口頭では言えるんですか。
- 下村総務課長　　職員さんが手帳等書いてあれば、それは証言できると思えますけど、私も総務課の職員には議員さんからいろいろなことがあればメモをするようにとは伝えてはありますが、ほかの所属がどの程度までメモをしているかどうかまでは確認しておりません。
- 村田委員長　　それを確認して議会のほうに提出していただけますか。
- 下村総務課長　　記録しておれば出せると思いますが、ただの記録だけであって、細かい経緯的なものは、時間もたっておればなかなか詳細なことまで記録していないとは思いますが、確認することは可能は可能と思えます。
- 村田委員長　　これ、倫理調査委員会を立ち上げるということになれば、それは各課に行って聞き取りということもできますけれども、これは議会運営委員会ですから、時系列の報告しかできんのですね。そんな中で、私、一言申し上げたいのは、議員対応についての申し入れと公文書で出てきた。これ、公文書で出てくると、非常に大きな扱いになりますから、これまでは議長に委任といいますか、預けておったものを今度は議会全体として取り組まなければならない。そういうことで、今回議会運営委員会が開かれておるわけなんですね。先ほども執行部の話の中にありま

したけれども、執行部と議長の解釈にそこがあるとか、病院の言い分にそこがあるというようなことで、そういうことがあると、やはりこれはきちっと究明をするためには倫理調査委員会をかけるべきかなという議会の判断もありますので、これを出されたということで、出されたからどうするんだだけじゃなくて、その辺のところを説明できるものは全て、今回時系列でお願いをしたいなと思うんですが。

○下村総務課長　直近で言えば、病院からの議員対応報告書ぐらいになると思います。

○村田委員長　委員の皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、この対応についての申し入れの解釈を、基本的にはわかるんですけれども、それがどこまでどうだったのかということについてはなかなか今のこの報告書だけではわからないわけですね。それで、執行部をお願いをして、記録があったり、覚えておることをお話しいただいたり、そういうものがあれば資料として出していただくということはどうでしょうかね。皆さんにお諮りしたいと思いますけれども。これ、重要なことですからね。

○南委員　確かに今、執行部のほうからでは、根拠のある話としたら、議員対応報告書しかないという総務課長の答弁でございましたけれども、やはり文書的には過去においても云々ということがありますし、やはり総務課長のほうからまた、当然市長なんですけれども、市長が指示していただいて、メモ書きでももしあるのであれば、そういったことはできたら時系列として、一つの根拠になるかならないかは別として、僕はこの場で提示するのか、それとも違った場で提示するのかという問題がありますけれども、そこら辺はある程度調べて、執行部として文書的に書いた以上は調べて提示する、時系列の分は必要があるんじゃないのかなという感じがしております。

○村田委員長　違った場所でということは政治倫理委員会だと思うんですけれども、そこまで行くと、やはり議長に何らかの処罰といいますか、そういうものを出していただかなくてはならないようになりますので、それまでにならないように、議会としてはですよ、そういう形で、議運の中でおさまるのかどうかということも議会運営委員会の皆さん方に御判断を願わなければなりませんけれども、これ、そういう倫理委員会を開かないということじゃなしに、基本はそういう形になっておりますので、基本どおり進めていって、議員の中から、これは倫理委員会にかけるべきだということであれば、かかれば細部にわたっていろいろな証言も求めて調査できますけれども、我々のこの議会運営委員会では限度がありますので、せめて時

系列でお出しいただくということをやはりしたいんですわ。

というのは、恐らく執行部の中には、議会全体がもう一回そういうことを見直していただきたいよということも十分含んでおるとは私は思うんです。思うんですけれども、この文書を見ると1人の議員が書かれておりますので、そうなると、1人の議員が書かれておりますと、この文章だけとると、どうしても政治倫理委員会にかけるかどうかということになってしまいますので、その辺のところをできれば報告いただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○下村総務課長 聞き取りのほうをさせていただきますが、時間もたっていることで、いつ幾日というようなことまでは出ないとは思いますが、先ほど言いましたように、直近では病院からの議員対応報告書、これについては決裁を上げるときに、きちっと担当課長の印を押したものもつけて市長に決裁を上げておりますので、これが公式報告書になるかなということになります。

○村田委員長 ということになると、ここに書かれておる文書、ほかにもあったんだということなんですけれども、今回の病院の問題だけをもって出してきたということになるんですか。

○下村総務課長 ですから、聞き取りのほうは当然させていただきます。先ほども言いましたように、政策調整課や監査委員事務局で大声を上げているというのも、総務課におっても私も聞き入れておりますので、その辺の聞き取りはできると思いますが、いつ幾日ということまでは職員もメモをしているかどうかということにもなります。また、他課でもこういう案件はないかという聞き取りをしなければならぬということになります。

○村田委員長 どこまで正確性があるかと、何月何日何時までは無理かもわかりませんが、そういう事実があるということは総務課長も先ほど来から申し上げておりますので、その辺のところはわかり次第というか、できるだけ範囲で報告を出していただきたいと思うんですね。じゃないと、この審議が進んでいきませんので、早急にそれを始めていただきたいと思います。

委員会としてはその結果をもって、皆さんの御意見を聞きながら、倫理委員会を開くのかどうかということまで進めていきたいと思いますが、ほかに執行部に対して質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないですか。

議長と執行部の考え方にそごがあったということなんです、それはどういうこ

となんですか。議長からちょっと発言願えますか、先ほどの。

○濱中議長　考え方ではなくて、事実確認に相違があったというふうに申しあげました。最初に、総務課長のほうからお話を伺ったときに聞いたのは、奥田議員が一方的に大きな声を出して責め立てたという話の中に、具体的に言いますと、課長に向かって、おまえというふうなことを叫んだと。だけど、私、その時点で、奥田議員から事前に、実はこういうことがありましてと聞いた中に、奥田議員が、この前ねというふうにして声をかけたら、課長のほうから、おまえとは何やというふうに大きな声を上げられたというふうな話がありました。それを後ほど病院総務課長のほうに確認したらそのとおりですということでした。

30日にも悪いところがあれば謝罪をお願いしたいということで行ったときに、再度確認したときにも同じ答えでありまして、それまでは計画に対しての抗議という言葉でしたかどうかはちょっと記憶にないんですけれども、計画に対しての指摘が病院側からすればきついものであったし、これは担当が答えるにはちょっと困るかなという気がしたのでそばへ行きましたと。そうしたら、やっぱりそういうふうな思いで見ておったものですから、奥田議員が言うた「この前さ」と言うたのを、「おまえ」と聞き間違えて先に大きな声を出しました。だから、自分の大きな声を出したことに對して、奥田議員が大きな声で返したという、そういうやりとりがありましたというふうに課長のほうが説明をされました。事務長のほうはその大きな声を聞いて入って来たので、それまでのいきさつを事務長としては把握しておりませんということでした。

なので、市長のほうに行っておる報告の中にはそのあたりのくぐりが書かれていないんですよと聞きましたら、それは書き入れてごさいませんというふうに聞いておりましたので、それでは、大きな声を出してやりとりしたというところの認識が、どっちが先に言うた言わんの子供のけんかじゃないんですけれども、そこはやはりちょっと御認識いただきたいところですねという話をしました。そのときに、ただ、そこに至るまでの、病院総務課長が大きな声を出すまでのくぐりの中で、課長が聞いておって、ちょっと担当に指摘をするには少しきついのではないかなという思いがあったというところに奥田議員が謝罪を入れた、そういうのが現場での確認をさせてもらったことなんです。

だけど、一番最初に総務課長からお声をかけていただいたときに、私はそれを聞いておりましたので、いや、どうも総務課長の聞き間違いがあつて大きな声のやりとりになつたらしいよということをお伝えしたんですけれども、そのとき

には、総務課長は、いや、そんなことはないというふうに否定をされましたので、私は、じゃ、自分でもう一遍確認しますねというふうにお答えをいたしました。その後、市長のほうに、実は、どうも行き違いのある部分もあるようなので聞いてくださいというふうにお願いをしました。

以上です。

○村田委員長　　これ、大声を出したのは病院側が初めなんだという主張なんですが、いかがですか、その辺。

○加藤市長　　今回の問題は、大声云々どうのこうのというよりも、上位の者が下位に対する高圧的な態度を示すということが非常に私は大きな問題だと思っている。そして、私自身のほうに担当課長から、先ほども何度も申し上げておりますけれども、議員対応報告書というものを提出してきたわけなんです。その中身のことについては余り詳しくこの議運の中で申し上げていなかったんですけれども、要は、先ほど御質問のあった新改革プランの見直し案についても、まず、妄想的な計画であると、内容がめちゃくちゃであると、そもそも地域包括ケア病床やD P Cを導入したらこの計画以上の患者数減になると一方的に主張をされた。まず、この一方的な主張なんです。それに対して、今度、リニアックを導入するか否かということについて一応検討している中で、できないだろう、なめておるのかというような発言なんです。もう一つは、担当係長に対して、財政経験者でありながら、こんな妄想のような計画を策定して何のために病院にいるのか、こういう発言をされたんです。一方的に、要は終始高圧的な言動でもって計画案についても全否定の状況だったという報告書を受けて、このことこそ、中身は、要するに内容がどうのこうのじゃない、まさしく上位の者から下位の者に対する、私はパワハラ発言であると認識したために、こういう形で議長に抗議を申し入れたという話でございます。

○村田委員長　　わかりました。

これについて。

○上岡委員　　その報告書というのは見せてはいただけないんですかね。

（「執行部側の文書やで」と呼ぶ者あり）

○上岡委員　　じゃ、ちょっと話を変えますけれども、先ほど議長から説明を受けたんですけれども、議長はやっぱり議会のトップですので、市の職員と議長の間柄というのは、調査はちょっと難しいのではないかと思います。できれば、その辺は一番シビアな部分だったので、事務局の局長に調査をしてもらうとかのほうが、副議長と、今奥田議員は副議長の職です、副議長と病院職員で調査というか、調べた

のは議長さんです。これだとちょっとどうしても病院側は職員ですので、その辺かなり病院側の職員は控えられたような感じをするんですが、その辺もちょっとそこがあるような感じが見受けられるんですが、どうでしょうか。

○濱中議長　そうですね。そこは僭越だったのかもしれませんが。ですので、執行部側の調査は執行部側でお願いしたいということは最初に申し上げたんですけども、そこを受け入れていただけなかったのが1点と、それと、ただ、奥田議員をいさめるに当たって、その事実関係のどれが正しいのかということをも自分自身で把握できないと、間違った状況の中で奥田議員をいさめたり、注意をしたりすることによって、執行部に対して今までそういう高圧的な態度があったのであるならば、さらにそれを助長したり、敵意を持ったりすることはもっとよくないのではないかなという私の判断でございました。それがちょっと越権ということであれば反省すべきところではあると思います。

○上岡委員　今議長が説明されたんですけども、市長との話の中でも、今報告書を読まれましたけれども、そういう報告書の中身は、ある程度は多分議長と話をされた中でだと思えるんですけども、この文書が出てきたということは。この文書が出てきたら調査も何もないと思えるですよ、市側としては。この文書が一つですので、報告ですので、報告されたことに対してまた調査というのはないと思うので、市側から。それと、調査してくれというのはどうしても、私は少し違和感があるというか、納得がしづらい部分があります。

○下村総務課長　調査してくれということでありましたので、議員対応報告書を出すように病院に指示しました。ですので、病院対応報告書の中では、先ほど議長が言われたように、課長と大声になった原因、「おまえ」、「この前」の聞き間違い云々というのは当然入っていません。あくまでも担当係長に対する話の中で、計画の意図を説明しようとしても聞き入れてもらえずというようなことが報告書の中にあるということです。

○村田委員長　ですから、大声を出した云々じゃないんですよ。ただ、病院の中での奥田議員の言動に対して、それから過去にさかのぼっても言動に対して、ひとつ、これは議会として対応してほしいということなんですよ、市長。そういうことなんですよ。

そのほかに、せっかく執行部に来ていただいておりますから、質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　じゃ、執行部、御苦労さまでございました。

○三鬼（孝）委員　委員長、この資料、よろしい、もらって。

○村田委員長　　結構ですよ。

（発言する者あり）

○村田委員長　　中断していませんよ。

○南委員　　今、先ほど話が途中で終わっている一番大事なことでございますので、この病院の問題じゃなしに過去のということ、それを、もしメモ書きでもあった場合、どの場で報告をするのか。やはり流れで行くというか、議運でとりあえず時系列の問題です。

○村田委員長　　これ仕方ないですね。

○南委員　　議運で改めて報告を受けるという形が望ましいと思うんです。それだけ確認。

○小川副委員長　　先ほど市長が言われましたなめておるのかとか、これ、厚労省が出しているパワハラと定義にそっくり当てはまっているんですよ。それで、市長が言うパワハラと市長は認識して議会に報告しておるんですけど、これ、議会としてパワハラと認識するのかどうか。厚労省のほうでは定義にぴしゃっとはまっていますので、立場の優位性をもってとか大声を出したとか、これは議会として認識すべきだと思いますけれども、どうなんですか。

○高村委員　　今までの議論を聞いて、私も長いこと議員をしているもので、大声を出した1人です、私も。（聴取不能）やけど、今反省しているんですけど、やはり尾鷲のことを思うとついつい大声でしゃべったときもあるんさね。

○小川副委員長　　なめておるのかとかそういう言葉も。

○高村委員　　そういうことも言うたこともあると思うものでね。この場をかりて、やっぱり反省せなあかんと思います。

○村田委員長　　自分もね。

○三鬼（和）委員　　今回は議会運営委員会でこういう問題というのは、議員の言動のあり方を踏まえて、議会運営上、こういったことがあってはならないということで開かれておると思うんですけど、今副委員長が言われたことも、指導の中ではあれなんですけど、現実としては訴えが出ていないというか、この市長の文書を全体としてそう受けとめるのか、個々の職員がそのように訴えるのか、個々の職員が訴えたらもう成立する、今言うたように成立するというのもあるかと思うんですけど、そういったことも含めていくと、条例に基づいて政治倫理という議論はあり

かと思うんですけど、やっぱり、これを契機に、議会として審査のあり方であるとか、執行部との対応というのをきちっと、この議会運営委員会が最終的にはですね。ですけど、今言われたように、ほかのことも個々で、執行部のほうからこれまでのことも話をしましたので、一応整理はしなくちゃいけないかなとは思っています。

○村田委員長 いや、それは三鬼委員の御意見は御意見だと思うんですけども、これは公式の文書で出されておるんですから、議会として議論をして検討するのは当然だと思いますし、その議論の中で、これはどうしても政治倫理委員会にかけるべきだという御意見が多数ありましたら、政治倫理委員会を立ち上げるということを議長に申し上げて、正式に議長が政治倫理委員会を立ち上げるということになるんですからね、運びとしては。

ですから、今回、我々議会運営委員会としては、時系列で報告をしていただくしかできないんですよ。ですから、本当に調査をしようとするれば倫理委員会を立ち上げて、倫理委員会の中で、それは証人を呼んでいろいろ聞き取りができるわけがありますから、我々も議会に対する啓発とかいう問題ではないと思うんですよ、これは。正式に文書で出ておりますから、我々は正式な文書は公文書として扱って、これをどうしていくべきかということで議論しなければいけないと私は認識しております。

そのほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 それでは、一応、執行部の過去にわたっての、いわゆるパワハラ、こういったものがあつたのかどうかという資料を一日も早く出していただいて、それを見ていただいて、そして議運の皆さんで倫理委員会を立ち上げるか立ち上げないかということをお判断いただきたいと思っております。もちろん議運でそういう方向性が決まれば、全員協議会でも皆さんにお諮りをして、最終的に議運の委員長から議長に向けて、これを立ち上げていただくべきだということを申し上げておきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○三鬼(和)委員 多分、条例を見ると、倫理委員会については条例の手続がありますので、委員会の。

○村田委員長 わかっております。3名以上の提出者というのも全部わかっておりますので。

○三鬼(和)委員 それは全議員ではなく。

○村田委員長 ですから、そういうときには議運の委員だけじゃなくて、全議員

を対象に3名の方にお出しをいただくということになるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小川副委員長　議員から上げていく場合は3名の調査請求というのがありますけれども、執行部から上がってきた場合、倫理条例には書かれていないんですよ。それをどう判断するかという問題があると思うんですよ。執行部から上がってきた場合どうするかとか、倫理委員会の条例に入っていないんですよ。

○南委員　やっぱりそれは条例で判断せんなんのやないんかね。

○小川副委員長　いや、議員が請求する場合は3名以上、それと議員がその時点で何も知らないわけですから、今ここではっきり初めてわかって。

○村田委員長　小川さんのおっしゃるのはようわかるんですよ、わかりますよ。それは形上は、しかし、条例の中で3名の方の提案ということになっていますから、これは議長にこの倫理委員会を立ち上げていただくということになるのであれば、まず、3人でやるということは基本だと思います。

しかしながら、小川さんのおっしゃるのは、本当に個人の人の問題で、私、前回の倫理委員会も見たんですけども、特定な個人の人の問題で立ち上げるということでしたら、基本的には3名要る。しかし、今回あなたがおっしゃるように、執行部が入れてきたんだからそれは必要ないんじゃないかという議論もよくわかるんです。その辺のところは皆さん、どう御判断いただけますか。

○小川副委員長　尾鷲の場合、倫理条例の中で、住民から請求が上がってきた場合とか全然うたわれていないんですよ。条例にうたっていないというのものもあるんですけども、その点どう考えるのかなというのもあります。

○南委員　今のそこら辺の難しい問題は僕も、尾鷲市の政治倫理条例のことは十分我がでも認識しておるつもりですが、いずれにしろ、執行部だとか市民ということには想定されていない政治倫理条例だと思うんです。そういった意味では、みずからの勉強も踏まえ、やはり基本的には、僕は条例を重視して、全国議長会等の指示も仰ぎながら判断をしていったらいいんじゃないかと思ひます。

○村田委員長　もしくは、今回のような場合は特別だと思うんですけども、もう一回条例改革をやるということをやって正式にやっていくということもありますから、その辺も含めて、皆さんに御協議をいただいてやりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、本日は議会運営委員会を閉じますけれども、近いうちにまた皆さんにお集りいただかなければならないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。あ

ありがとうございました。

(午前 11 時 35 分 閉会)